

ネットワーク音楽著作権連絡協議会

「著作権等管理事業法の施行状況に関する意見」

インターネットを含むネットワーク上での音楽利用のための許諾ルール制定に向けた情報収集、研究および関係諸団体間の合意形成を目的として設立致しました当協議会の活動に対し、設立以来絶大なるご指導を賜りまして、有り難うございます。

ご案内頂きました「著作物等管理事業法の施行状況等に関する意見募集」につきましては、下記の通り指定著作権等管理事業者〔社団法人日本音楽著作権協会（登録番号第01001号）等〕・著作権等管理事業者〔株式会社イーライセンス（登録番号第01005号）・株式会社ジャパン・ライツ・クリアランス（登録番号第01011号）・ダイキサウンド株式会社（登録番号第02002号）等と著作権等管理事業法施行後3年間に亘り当協議会が利用者団体として行って来た「インタラクティブ配信にかかる音楽著作権協議」を通じて得た諸問題につき、下記の通り「著作物等管理事業法の施行状況等に関する意見」として提出致しますので、宜しくご考慮頂くようお願い致します。

第2章（登録）について

* 著作権等管理事業者への登録番号付与については実態のある著作物管理業務開始後として欲しい。

第3条（登録）に従って、著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けねばならないが、音楽の著作物の管理を行うとして登録している著作権管理事業者の中には、管理登録し使用料規程を文化庁長官が受理して30日を経過して居るにもかかわらず、爾来、利用者側から見て何ら実態ある著作物の管理事業をしていない者（管理物等の公表・検索等の手段を用意していない者）が居り、利用者側が使用料等支払いの為に言うべき契約等日常業務遂行上、多大なる迷惑を被っている。

貴庁Web検索システムで“音楽の著作物”の著作権等管理事業者を検索し検索結果を表示させると、十数社が表示されるが、この中には実態ある著作権管理事業をやっていない者が、単に登録されていると言うだけで表示される。

著作権等管理事業者の登録時は、先ず“登録受付番号”のみを付与し、“登録番号”の付与は、管理登録し使用料規程を文化庁長官が受理して30日経過後に再度実態業務がなされているか審査したうえで、「実態業務がなされて居る者にのみに“登録番号”を付与し公表する」ということにして公表するか、或は、“実態業務を行って居る管理事業者と単に登録のみをした管理事業者を明確に分けた上での公表”として頂き度。

特に、外国曲の権利については、著作権管理事業者が著作権者から本当にその権利寄託を受けているのかについて利用者側から確認できないので、著作権等管理事業者の登録の要件として、権利者であることを証明できる証拠を提出し確認のうえ上記

”登録番号”の付与をするようにして頂き、利用者が外国曲利用後に真の著作権者と称する者が現れての無用な紛争に巻き込まれないようにして頂き度。

第3章 業務について

* 同一著作権等管理事業者内での管理業務と個別管理の代理業務の使い分けが出来ないように業務範囲を明確化を図って欲しい。

指定著作権等管理団体社団法人日本音楽著作権協会（登録番号第01001号）では、一度委託管理から抜けたら5年間は再委託は出来ぬような内規で運営していると聞いているが、著作権等管理事業者の中には、管理業務と個別管理の代理業務の区分けが明確でない為、利用者側から見ると、著作権等管理事業者が、管理業務から恣意的に個別管理の代理業務に移して事業を行っているように見えてしまうということが発生したので、「同一著作権等管理事業者内での管理業務と個別管理の代理業務の使い分は出来ない」というように、業務範囲の明確化を図るようにして頂き度。

尚、著作権等管理事業者株式会社イーライセンス（登録番号第01005号）に対し上記のような業務の移管がなされたごときことがあったので、当方から同社に修正方申し入れ、速やかに改善されたことを申し添えます。

* 複数の著作権等管理事業者への音楽利用料支払い按分管理の為の第三者機関を設置し利用者の企業秘密保持と公平な按分が行われることを望む。

音楽配信事業に於いて使用する音楽が指定著作権等管理団体社団法人日本音楽著作権協会（登録番号第01001号）が管理するものと及び複数の著作権等管理事業者の管理するものが混在するケースが多々あり、その音楽使用料支払い時に、著作権等管理事業者間で按分データの集積・管理・按分計算等の按分管理が必要となる。この場合、著作権管理事業者に提出する実績報告に含まれる実績データ・情報は利用者にとのみ帰属する企業秘密である。現状では、著作権管理事業者によるこれら実績報告に含まれる企業秘密の流用・漏洩等に対する歯止めがないことは、利用者にとって多大な不利益・損害をもたらす危険性が大きい。よって、著作権管理事業者が事業の遂行上で知り得た利用者の企業秘密に属する情報の利用制限・守秘義務を、その罰則とともに法律に盛り込んで頂き度。また、それと同時に、この按分管理については、利用者側から見て公平なる第三者機関がこれを行うことが事業の機密保持の観点から必要となるので、按分管理の第三者機関の設立を望む。この第三者機関については、新たに設置することが難しい場合は、指定著作権等管理団体社団法人日本音楽著作権協会（登録番号第01001号）にこの按分管理を任せることも一案であると考え。

* 著作権等管理事業法施行規則については、2001年3月16日付弊「著作権等管理事業法施行規則（素案）に関する意見書」内容について再考されることを望む。

2001年3月16日付けで「著作権等管理事業法施行規則（素案）に関する意見書」を（別添）提出させて頂いておりますが、現状でも同様の意見を持っております。再度「著作権等管理事業法施行規則（素案）に関する意見書」（写）を、本意見書に添付し提出致しますので、内容につきご勘案頂き度。

以上

（添付書類）

* 2001年3月16日付「著作権等管理事業法施行規則（素案）に関する意見書」（写）

(意見書提出者詳細)

ネットワーク音楽著作権連絡協議会
Network Music Rights Conference (NMRC)

以上

2001年3月16日

著作権等管理事業法施行規則(素案)に関する意見書

先般は、著作権等管理事業法施行規則(素案)に関する説明会を開催頂き、誠にありがとうございました。

法律及び施行規則とも行政的には十分な検討がなされていると思いますが、従来の仲介業務法下での不具合な規定や慣例についても充分配慮されるべきと考えられます。従って権利者と利用者の円滑な関係を確立し、よって著作物の利用の促進を図る為、法の運用と施行に関する詳細なガイドラインの制定を求めます。あわせて、施行規則(素案)の個別の条項につき、下記の点についてご配慮頂くようお願い致します。

(法の運用と施行に関するガイドラインについて)

(1) 第二章 登録

著作権や著作隣接権は反社会的な勢力に狙われやすい分野なので、登録を申請する法人に関して、反社会的勢力等が紛れ込む恐れがある点を十分考慮して、将来の関連法規の改正等も視野に入れ、詳細なガイドラインを設定、運用するなどの配慮が必要である。

(2) 第三章 業務

著作権等管理事業者において、同一作品につき、支分権毎に登録管理と自己管理とを使い分けることになると利用者が混乱することにもつながり、このような管理は認めないようにガイドラインで定めていただくか、あるいは、混乱することのないよう権利情報データベース等を早急に構築して頂きたい。また、管理委託された著作物について、利用者が管理事業者から使用許諾を得ても、原著作者(作家等)またはレコード会社等が人格権を主張することにより、対価の要求または利用の阻害を図ろうとするケースも想定される。当該著作物につき人格権等の主張を行う場合には、管理事業者を通じてクレームを申し立てるというスキームが妥当であり、あくまでも管理事業者が著作者の代弁者として機能することが基本とすべき旨、明確にすべきである。

(3) 自己管理に関するガイドライン

著作者から権利の信託契約又は譲渡契約を受けている、著作権管理法人(レコード会社、放送局などを含む著作権管理会社等)が行う自己管理には、独占契約や独占利用が拡大することで、円滑な著作物の流通と社会における利用促進を損なう恐れがあるので、規制が必要である。但し、著作者が自ら法人を作って管理する場合は

その限りでない。

*大口の著作権利用者であるレコード会社や放送局などが著作権等の管理業務を行う場合はすべて例外無く、登録事業とすべきであると思います。自己管理で行うことは原則禁止すべきではないでしょうか。

(4) 著作物の重版に伴う特例(著作権等使用料の継続性の担保)
著作権等管理事業法施行以前にJASRAC等の権利者から許諾を得て製作された著作物(出版、レコード、ビデオ、その他：著作権管理事業法施行など視野に置かずに契約処理した著作物を含む)の重版をする場合は、新法適用の際の暫定経過措置(2年程度)として、新法適用により事業者側が一方的に損害を受けること(例えば、権利者が使用料率を一方的に重版出来ぬような高額を提示してきて、実質的に放棄せざるを得なくなり、結果として利用者に不利が生ずる、といった場合)が生じないよう、既に許諾された使用料率を適用することもできるようなガイドラインを定める必要がある。

(施行規則の個別の条項について)

(1) 第4条第6号について

法第6条第1項第5号ロ(役員が破産者で復権を得ていないもの)に該当しない旨の証明はどのように行うのか。破産者になった者が復権した旨の証明は可能であろうが、そもそも破産者ではないことをどのように証明するのか。商法第254条の2において、同様に取締役の欠格事由とされているが、設立登記又は取締役就任による変更登記の申請書には当該取締役につき欠格事由が存しないことを証する書面の添付を要しない(S57.7.20法務省民4第4455号民事局長通達)とされている。設立登記と同様にできないか。

(2) 第8条第2項第2号について

第4条第1項第4号から第6号までに掲げる書類(貸借対象表、役員の住民票、役員の欠格事由の不存在)とされているが、第5号から第7号までに掲げる書類(役員の住民票、役員の欠格事由の不存在、役員の履歴書)の間違いではないか。

(3) 第14条及び第15条第4号について

管理事業者等に対して、第14条において、法第13条第2項を履行した疎明書面を提出する義務を課し、第15条第4号において、法第13条第2項の義務を履行しなかった場合には、円滑な利用を阻害するおそれがあると認めるものとしているが、法第13条第2項は努力義務となっているにもかかわらず書面提出義務及び履行義務を課すのは、法律上の努力義務を省令において義務にしていることにならないか。

(4) 第21条について

利用者比率50%超の者と使用料比率50%超の者が併存する場合には利用者代表はどのように判断されるのか。例えば、NMRCと日本レコード協会を想定すると、NMRCが利用者比率50%超で日本レコード協会が使用料比率50%超ということがあり得る。この場合にはそれぞれ単独では利用者代表とはなり得ず、指定管理事業者は利用者代表以外からは協議に応じる義務がないので、利用者代表と認められるために、日本レコード協会がNMRCの構成員となることを促進する意図か。

以上